

都市農業機能発揮対策事業

【191（191）百万円】

対策のポイント

都市農業が多様な機能を発揮していけるよう、都市農業の振興に向けた調査・検討等を進めるとともに、都市農業の新たな取組である福祉農園について、先進事例の創出等を推進します。

<背景／課題>

- ・都市農業が多様な機能を発揮していけるよう、都市農業の振興に向けた取組が求められています。
- ・こうした中、平成27年4月に制定された都市農業振興基本法においても、都市農業の振興に必要な措置を講じるよう定められています。
- ・このため、関係省庁と連携して、都市農業に関する制度の調査・検討や、都市農業の意義の啓発、新たな取組である福祉農園の拡大・定着等を進めるとともに、東日本大震災を契機として、実践的な機能の強化が求められている防災協力農地（災害時に避難地等となる農地）の具体化と横展開を進めていく必要があります。

政策目標

都市住民の中での都市農業に対する肯定的評価の拡大
(意識意向調査による肯定的評価の割合(52%(平成23年度)→70%(平成32年度))

<主な内容>

1. 都市農業についての制度検討

都市農業の多様な機能の発揮を促進するため、国土交通省と連携し、都市農業に関する制度等について即地的、実証的に調査・検討を実施します。

委託費
委託先：地方公共団体等

2. 都市農業の意義の周知

都市農業の多様な機能の発揮を推進するため、農業者、自治体、住民等を対象とした専門家の派遣、講習会・啓発事業の開催等を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

3. 防災協力農地の機能の強化

実践的な機能の強化が求められる防災協力農地について、先進事例の創出と横展開を推進します。

補助率：定額
事業実施主体：市町村、JA、NPO法人等

4. 福祉農園の開設支援

都市農業の新たな取組である福祉農園（障害者福祉農園、高齢者福祉農園等）について、制度検討から得られた知見を生かしつつ、厚生労働省や地方公共団体と連携し、ソフト、ハードの両面から先進事例の創出と横展開を推進します。

補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：NPO法人、社会福祉法人、民間団体等

[お問い合わせ先：農村振興局都市農村交流課 (03-3502-0033)]

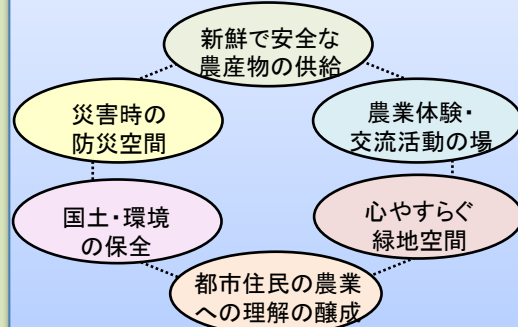
都市農業振興基本法 (平成27年4月制定)

〈目的〉

都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の多様な機能の発揮を通じ良好な都市環境の形成に資する

〈基本理念〉

・都市農業の多様な機能の発揮



- ・良好な市街地形成における農との共存
- ・国民の理解の下での施策の推進

〈基本的施策〉

- ・農産物供給機能の向上、担い手の育成・確保
- ・防災等の機能の発揮
- ・的確な土地利用計画策定等のための施策
- ・税制上の措置
- ・地産地消の促進
- ・農作業体験の環境の整備(市民農園、福祉農園等)
- ・学校教育での活用
- ・国民の理解と関心の増進
- ・都市住民による知識・技術の習得の促進
- ・調査研究の推進

都市農業振興基本法の基本理念の具体化を推進

都市農業についての制度検討

国土交通省と連携し、都市農業に関する制度等について即地的、実証的に調査・検討を実施。

(委託費)
(委託先：地方公共団体等)



現地における実証調査と検討

都市農業の機能発揮

都市農業の意義の周知

農業者、自治体、住民等を対象とした専門家の派遣や講習会・啓発事業の開催等を支援。

(補助率：定額) (事業実施主体：民間団体等)



住民を対象とした啓発事業

防災協力農地の機能の強化

実践的な機能の強化が求められる防災協力農地について、先進事例(地区防災計画との連携、避難訓練の実施、簡易な防災兼用施設の整備等)の創出と横展開を推進。

(補助率：定額) (事業実施主体：市町村、JA、NPO法人等)



都市農地にあるハウスを活用した炊き出し訓練

福祉農園の開設支援

都市農業の新たな取組である福祉農園(障害者福祉農園、高齢者福祉農園等)について、ソフト、ハードの両面から先進事例の創出と横展開を推進。

- 福祉農園の開設を支援。併せて、運営を担う人材育成を支援。
(補助率：ハード・1/2以内 + ソフト・定額)
- 福祉農園の全国への拡大・定着を推進。
(補助率：定額)
(事業実施主体：NPO法人、社会福祉法人、民間団体等)



介護福祉施設での農園整備